

福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る
発注者支援業務

仕 様 書

福井市市民生活部環境事務所
新クリーンセンター準備課

第1章 共通仕様書

第1節 仕様書の適用

本仕様書は、福井市（以下「発注者」という。）が発注する下記業務の委託に適用する。

業務名：福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注者支援業務

第2節 委託業務の目的

本業務は、発注者が計画している新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の発注について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に準じてDBO方式で実施するにあたり、DBO方式及び廃棄物処理施設整備事業に関する幅広い知識と経験、高度な専門能力を有する専門機関のアドバイスを受けることにより、適正かつ円滑に事業者の選定及び契約業務を行い、より質の高い事業の実施を実現することを目的とする。

第3節 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

第4節 委託業務内容

第2章特記仕様書の業務内容のとおり

第5節 準拠法令、規則、規格等

受注者は、業務の履行にあたり、関係する法令、条例、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

第6節 資料の貸与

本業務の履行上必要な資料の収集は、原則的には受注者が行うものであるが、発注者が保有する調査資料又は文献等で業務に必要なものは貸与するものとする。ただし、資料の貸与は所定の手続によるものとし、貸与した資料は業務完了後速やかに返却するものとする。

第7節 秘密保持

受注者は、コンサルタントとしての中立性を厳守すると共に、業務の履行上知りえた秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第8節 技術者等

次に掲げる条件を満たす在籍者を配置すること。ただし、管理技術者及び担当技術者は照査技術者を兼任することはできない。また、各担当技術者は本業務において専任で配置すること。

<p>管理技術者</p>	<p>技術士資格（技術部門が衛生工学部門で選択科目が廃棄物・資源循環又は技術部門が総合技術監理部門で選択科目が衛生工学 - 廃棄物・資源循環）の保持者、シビルコンサルティングマネージャ（廃棄物部門）資格の保持者又はこれと同等の能力と経験を有する者で、同種業務に主たる担当者又は管理技術者として従事した経験を有すること。なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）別表下欄に掲げる要件に該当する者で、業務に該当する部門とは異なり、かつ、業務に該当する部門に関し5年以上の実務の経験を有する者とする。また、同種業務とは平成22年4月1日以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。）が発注した、発電設備を有する施設規模1日200トン以上の一般廃棄物焼却施設の実施設計及び建設並びに運営及び維持管理を一括で発注するDBO（デザインビルドオペレート）方式の事業者選定に係る発注者支援業務（元請として実施方針の作成から民間事業者との契約まで一貫して受託し、完了したものに限る。）とする。</p>
<p>照査技術者</p>	<p>技術士資格（技術部門が衛生工学部門で選択科目が廃棄物・資源循環又は技術部門が総合技術監理部門で選択科目が衛生工学 - 廃棄物・資源循環）の保持者、シビルコンサルティングマネージャ（廃棄物部門）資格の保持者又は、これと同等の能力と経験を有する者で、同種業務に主たる担当者、管理技術者又は照査技術者として従事した経験を有すること。なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）別表下欄に掲げる要件に該当する者で、業務に該当する部門とは異なり、かつ、業務に該当する部門に関し5年以上の実務の経験を有する者とする。また、同種業務とは平成22年4月1日以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。）が発注した、発電設備を有する施設規模1日200トン以上の一般廃棄物焼却施設の実施設計及び建設並びに運営及び維持管理を一括で発注するDBO（デザインビルドオペレート）方式の事業者選定に係る発注者</p>

	支援業務（元請として実施方針の作成から民間事業者との契約まで一貫して受託し、完了したものに限る。）とする。
建築担当技術者	一級建築士資格の保持者。
プラント設備担当技術者	技術士資格（技術部門が衛生工学部門で選択科目が廃棄物・資源循環又は技術部門が総合技術監理部門で選択科目が衛生工学 - 廃棄物・資源循環）の保持者又はシビルコンサルティングマネージャ（廃棄物部門）資格の保持者。
電気担当技術者	第一種又は第二種電気主任技術者資格の保持者。

第9節 疑義の解決

受注者は、業務の着手に先立ち、発注者と十分な協議を行うものとするが、履行途中いずれかに疑義が生じた場合は適宜連絡を取り合い、協議を行ったうえ、発注者の指示に従うものとする。

第10節 議事録

受注者は、業務履行上の協議及び打合せの都度、その議事録を作成し、発注者に提出して双方確認するものとする。

第11節 業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲は、本仕様書の内容及び範囲による。ただし、本業務の契約に先立ち行われた公募型プロポーザルで本仕様書を上回る水準で提案されている場合、その内容を併せて実施すること。また、明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議のうえ決定するものとする。

第12節 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議の申し入れを受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

第13節 成果品の検査と納品

受注者は、業務の完了に際し、発注者に成果品の検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。なお、納品後、成果品の内容に誤記・違算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

第14節 届出等

受注者は、業務の着手に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 配置技術者選定通知書及び主な業務経歴書

受注者は、業務の完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (3) 業務完了届
- (4) 業務成果物引渡書

第15節 成果品

受注者は、業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成にあたっては、編集方法等について、あらかじめ発注者と協議のうえ作成するものとする。

- (1) 業務報告書 A4版(再生紙)5部
公表書類等を作成する過程において検討を行った事項についてとりまとめた書類(議事録、参考資料、データ資料等)
- (2) 公表書類一式 A4版(再生紙)5部
- (3) 選定委員会に関する書類 A4版(再生紙)5部
選定委員会を運営する過程において作成した資料について取りまとめた書類(議事録、参考資料、データ資料等)
- (4) 上記原図(DVD-R等) 一式

第16節 再委託等の禁止

受注者は、業務の全部又は主要な業務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、その一部においてあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

第17節 支払方法

受注者は、検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。前金払いは行わないものとする。

第18節 その他

本業務に伴う必要な経費は、本特記仕様書に記載のないものであっても原則として受注者の負担とする。

本業務は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、同法第214条に基づく債務負担行為を設定しているものである。

第 2 章 特記仕様書

第 1 節 事業者選定方法等の検討

本事業を実施するにあたっての事業条件や事業者選定方法について、次の事項の整理や検討を行ったうえで、PFI等選定委員会（以下「選定委員会」という。）で決定するための支援を行う。事業費の設定にあたっては、見積仕様書を作成し、プラントメーカー複数社を対象に調査・ヒアリングを行い、要求水準書等作成の基礎資料とする。

第 1 項 基本設計の検証及び見直し

令和元年度に策定した「新ごみ処理施設整備基本設計」（以下「基本設計」という。）で設定した以下の条件等について、最新のごみ量、ごみ質を考慮し検証するとともに必要に応じて見直しを行う。また、最新の法律や規制等を考慮し、基本設計で定めた内容の検証と必要に応じて見直しを行う。

- (1) 施設規模
- (2) 計画ごみ質
- (3) 余熱利用計画
- (4) 廃棄物発電及び売電計画
- (5) 景観配慮の方針
- (6) 啓発機能
- (7) その他必要な事項

第 2 項 プラントメーカーへのヒアリング

前項で行った検証及び見直しの結果を踏まえ見積仕様書を作成し、プラントメーカーへ見積設計図書等の提出を依頼し、それらを受理した上でヒアリングを行う。

なお、プラントメーカーから徴収した見積設計図書等は、予定価格及び債務負担行為議決資料、要求水準書等の作成に必要な基礎資料とする。

第 3 項 事業スキーム・契約方法・事業者選定方法等の検討

1. 事業スキームや契約方法等の検討

以下の項目について検討を行う。

- (1) 事業スキーム
- (2) 契約方法
- (3) 運営期間
- (4) 事業範囲
- (5) 施設整備・運営に係る諸仕様
- (6) 官民役割分担

- (7) 事業リスク
- (8) 法的制約、必要な法的手続き等
- (9) その他必要な事項

2. 事業者選定方法の検討

事業者選定の手順・審査方法・スケジュール及び民間事業者参加条件等の検討を行う。

第2節 予定価格及び債務負担行為議決資料の作成支援

予定価格及び債務負担行為議決資料の作成を行う。

第3節 実施方針の作成及び公表支援

以下のとおり、本事業の実施方針の作成、修正及び公表支援を行うとともに、公表後は事業者からの質問に対する回答の作成や事業者への意見の聴取を行う。

- (1) 実施方針の作成
- (2) 実施方針の公表資料の作成
- (3) 実施方針に対する事業者からの質問の回答の作成(必要に応じて実施方針の修正も行う。)
- (4) その他必要な事項

第4節 特定事業の選定に係る資料作成及び公表支援

本事業の実施に係るVFMの検討、分析及び評価を行い、VFM算出結果を基に特定事業の選定に関する公表資料を作成する。なお、VFMの検討にあたっては、発注者が平成30年度に実施したPFI等導入可能調査の内容及びプラントメーカーへのヒアリング結果等を考慮すること。

第5節 事業者の募集に係る書類の作成

DBO方式で実施する本事業の事業者を募集するにあたって必要となる書類等(以下「募集書類」という。)の作成、公表を行う。

第1項 入札説明書(募集要項)の作成

事業スキーム、事業者選定方法等の検討結果を踏まえ、事業者募集に必要な入札説明書(募集要項)を作成する。

第2項 要求水準書の作成

基本設計の検証及び見直し、プラントメーカーへのヒアリング結果を踏まえ、事業者募集に必要な要求水準書を作成する。

第3項 落札者決定基準書（又は優先交渉権者選定基準書）の作成

事業者選定方法の検討結果を踏まえ、事業者提案書の審査方法及び落札者決定基準を定めた、落札者決定基準書（又は優先交渉権者選定基準書）を作成する。

第4項 様式集の作成

事業者募集に必要なとなる様式集を作成する。

第5項 事業契約書(案)の作成

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書等に係る検討結果を踏まえ、事業者募集に必要な契約書(案)を作成する。契約書(案)は、基本協定書(案)、基本契約書(案)、設計・建設工事請負契約書(案)、運營業務委託契約書(案)等とする。

第6項 募集書類への事業者からの質問対応

事業者募集にあたって、募集書類に対する事業者からの質問の回答を作成する。

第7項 事業者募集に関する支援

入札公告・事業者への説明会に必要な資料の作成を行う。

第8項 契約等の締結に係る支援

以下に示す事業者との協定及び契約の締結に係る交渉及び契約締結に係る支援を行う。

基本協定の締結

基本契約の締結

設計・建設工事請負契約の締結

運營業務委託契約の締結

第6節 選定委員会の運営支援

事業者の選定にあたって、市が設置する選定委員会の運営支援を行う。同委員会に出席し、必要な資料の作成、議事進行補助、質問への対応補助を行うこととする。

なお、選定委員会の開催は全8回程度とし、委員への報酬及び交通費は発注者が負担する。

第1項 選定委員会の会議資料作成

選定委員会の運営に必要な資料の作成を行う。

第2項 選定委員会の説明及び質問対応

選定委員会における説明及び質問への対応を行う。また、必要に応じて委員等への

事前協議に同行し説明等を行う。

第3項 議事録及び審査講評の作成等

議事録の作成、審査講評の作成及び公表支援を行う。

第7節 事業者選定に関する客観的評価結果の作成

事業者選定に関する客観的評価結果の公表にあたって必要となる資料の作成を行う。

第8節 その他の支援

第1項 循環型社会形成推進交付金活用のための資料作成支援

本事業は循環型社会形成推進交付金事業のうちの事業者選定アドバイザー業務に該当する。その交付金を活用するために必要となる費用対効果分析及び循環型社会形成推進交付金の申請に必要な資料の作成を行うこと。

第2項 系統連携協議支援

本事業において、新たに敷地内にて特別高圧による受電を予定していることから、電力会社と発注者の打合せに出席し協議支援を行う。特別高圧受電に係る条件設定並びに工事負担金の概算費用を把握するため、プラントメーカーへ必要な情報をヒアリングし、電力会社との協議に必要な資料を作成する。